

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (40203)
地域名 (地域内農業集落名)	善導寺地域 (勿体島、飯田、町、与田、木塚、津遊、高畑、古北、島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 1月 26日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

善導寺地域は、集落営農法人や認定農業者を中心に、米・麦・WCS等の飼料作物を主体とする土地利用型農業が展開され、一部で野菜栽培も行われている。一定の若手農業者は存在するものの、米麦では後継者不足が顕在化している。賃金コスト上昇の影響もあり、作業者確保が困難な状況がみられる。
また、耳納山麓土地改良事業の受益地に含まれ、昭和48～57年頃にほ場整備が実施された。東西に概ね平坦であるが、地域内には水系が複雑な区域があり、大区画化や集約の難易度を高めている。さらに、土畦とコンクリート畦が混在する箇所もあり、整備費用面での課題が大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業は、引き続き米、麦等の土地利用型農業と野菜栽培の展開を想定している。担い手や後継者の減少が懸念されるため、限られた人員で効率的に生産を維持する体制の構築が重要である。そのため、補助事業の活用による畦畔除去を含む区画拡大や、防除用ドローン等のスマート農業導入による作業効率化、労働負担軽減を進める必要がある。
また、新規耕作者や若手農業者の参入を促すため、地域内の農地情報を集約し、提供できる仕組みの検討が求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	235.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	235.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業上の利用は、原則として農振農用地の範囲と同一としている。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人や認定農業者、若手農業者を中心に集積・集約を検討し、効率性を高めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模化に向けた畦畔除去について、所有者間の合意やコンクリート畦除去のコスト面を踏まえながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の情報を若手農業者や新規就農希望者に共有できるような仕組みを検討していく。また、市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者や作業不足の現状から、農業支援サービスの情報を収集し、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①カラスによるビニール資材の破損、そのほか、タヌキ、キツネ、アライグマによる被害があるため、対策に取り組む。
 ③地域内にある泥濘んだ粘土質の田が多いエリアの活用等について検討する必要がある。

【令和7年度:座談会結果】

地権者と耕作者間の価値観の違いの課題はあるが、地域内の4改良区と2集落営農法人が集い、将来像の話し合いを進めていくことで合意。